

コンサルタント相談を利用して多くの事業所様が処遇改善加算を取得しています

処遇改善加算取得のための

相談無料

専門家によるコンサルタント相談ご案内

介護事業所や処遇改善加算に精通した専門家が、事業所を訪問して取得のための支援を実施します！！

令和8年6月より、新たに「訪問介護」「訪問リハ」「居宅介護支援」等の介護サービスが対象となりました。処遇改善加算をまだ、申請(取得)されていない事業所様、その他の対象介護サービスで未取得または、加算Ⅲおよび加算Ⅳの事業所様へご案内します。

■ コンサルタント相談支援の主な内容

専門家(社会保険労務士等)が貴事業所を直接訪問し、以下の内容をアドバイスします。

要件の理解: キャリアパス要件、職場環境要件、月額算定要件、賃金配分ルール等を説明します。

現状分析: 貴所の要件整備や取組方についての助言、改善提案を行います。

規程等の整備: 就業規則の変更や、賃金体系の整備に関する助言をします。

申請準備: 処遇改善計画書の作成や添付資料準備へのアドバイスを行います。

社労士による 労務相談の様子



事業所内で、専門家に相談をしながら、処遇改善加算の取得を目指せます。

■ 申請までのステップ(事業所での取組み)

専門家のアドバイスを受けながら概ね次のステップで進めます。

①【加算の理解】 要件や配分ルールの把握、課題の抽出(整備することの整理)



②【改善への取組】 アドバイスに基づく就業規則の変更や委員会の運営(職場環境要件)



③【申請準備】 計画書の作成・必要書類の整理(計画書に記載した内容ができているか)



④【申請】 毎年2月中旬の提出期限(令和9年度分)に向けた最終確認

「ご確認ください」 ※本支援は、申請のための案内や助言を行うものであり、計画書作成の代行を行うものではありませんので、予めご了承ください。 ※支援時間は1回あたり2時間以内、回数は年度内の必要回数(未取得の場合は概ね4回)を予定しています。

お申込み問い合わせについて

申込書をメールまたはFAXでお送りください。

処遇改善加算取得促進支援事業
二次元コード

公益財団法人介護労働安定センター岐阜支部 処遇改善加算事務局

TEL:058-264-6846 FAX:058-264-6848

<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gifu/contents/3.html>

